

# 事務事業チェックシート

事務事業No 677 事業名 青少年問題協議会事業

[事業基本情報]

分野別目標	5	子どもが輝き、文化が薫る教育のまち
政策	2	青少年の健全育成
施策	1	青少年の健全育成
基本方針	1	地域ぐるみの健全育成体制の充実

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計		一般会計	
	款		教育費	
	項		社会教育費	
	目		青少年教育費	
	大事業		青少年教育事業	
事項		青少年問題協議会事業		

事業種別	継続	主な事務事業	
事業期間		～	
事業実施の根拠法令	和歌山市青少年問題協議会設置条例・地方青少年問題協議会法		
関連個別計画			
担当課・担当課長 (Tel)	青少年課	小井 淳司(435-1235)	
関連課			

「3つの約束・44の約束」との関連性

3つの約束	産業を元気に	まちを元気に	人を元気に	非該当
			○	
44の約束				○

## 1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的（「誰・何」をどういう状態にする」ための事業か）	事業内容				
	和歌山市青少年問題協議会は地方青少年問題協議会法に基づき設置されている。青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を審議し、また、青少年育成に携わる関係機関の連絡調整を図ることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「青少年問題協議会」の開催（関係機関が集まり、青少年の現状や今後の課題について協議する。）</li> <li>・「よい青少年の褒章」の開催（良い行いのあった青少年を表彰することにより、青少年がより良い市民となり、明るい社会の建設に寄与することを目的とする。）</li> </ul>				
実施内容		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		青少年問題協議会の開催（1月29日） よい青少年の褒章（2月23日）	青少年問題協議会の開催（1月26日） よい青少年の褒章（2月22日）	青少年問題協議会の開催（1月下旬～2月上旬） よい青少年の褒章（2月下旬～3月上旬）	青少年問題協議会の開催（1月下旬～2月下旬） よい青少年の褒章（2月下旬～3月上旬）	青少年問題協議会の開催（1月下旬～2月上旬） よい青少年の褒章（2月下旬～3月上旬）

## 2 事業コスト

		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	計画	決算
事業費等 千円	事業費	145	138	136	115	136		136		136	
	伸び率 (%)	-	-	-6.2%		0.0%		0.0%		0.0%	
	人件費	常勤職員	3,645	2,083	3,645	2,219	2,219		2,219		2,219
		非常勤職員									
		小計	3,645	2,083	3,645	2,219	2,219		2,219		2,219
	国庫支出金										
	県支出金										
	市債										
	その他										
	一般財源（税等）	145	138	136	115	136		136		136	
所要人数	常勤職員	0.28	0.28	0.28	0.29	0.29		0.29		0.29	
	非常勤職員	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0		0	
主な予算内訳		附属機関委員報酬105千円、消耗品費31千円									

## 3 目標及び実績

		指標名及び達成状況				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
活動指標	委員会開催回数	年度目標値				1	2	2	1	2
		実績値				1	1			
	単位	回	全体目標値		全体目標達成度		50.0%			
	よい青少年の褒章者数	年度目標値				16	20	20	20	20
		実績値				16	19			
単位	人	全体目標値		全体目標達成度		100.0%	95.0%			
成果指標	補導者数	年度目標値				400	400	400	400	400
		実績値				461	275			
	単位	人	全体目標値		全体目標達成度		115.3%	73.8%		
		年度目標値								
		実績値								
単位		全体目標値		全体目標達成度						

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)	○	おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実			○	
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>青少年問題協議会の会議において、毎年6機関（県警、県子ども・女性・障害者相談センター、小・中・高等学校、少年センター）の委員の方にそれぞれの立場で青少年の現状について報告をいただき、各機関が抱えている青少年の現状や課題について協議しているが、今後はこの6機関だけでなく他の機関の方々の報告もいただき、内容を充実していきたい。</p>
「見直し」 「改善」案	<p>国の法改正に伴い、和歌山市青少年問題協議会設置条例が一部改正(平成26年4月1日施行)され、会長を市長から委員の互選に、委員から市議会議員2名が除外され、現行27名の委員構成から3名の削減になるが、事業のスリム化の観点から更に委員構成数の見直しを考えていきたい。</p>